

入 札 説 明 書

[総合評価落札方式]

国立研究開発法人国立環境研究所福島地域協働研究拠点業務用5人乗り車両（町中走行用）リース及び保守業務

令和7年11月

国立研究開発法人国立環境研究所

当研究所の一般競争に係る入札公告（令和7年11月25日付）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 国立研究開発法人国立環境研究所福島地域協働研究拠点業務用5人乗り車両（町中走行用）リース及び保守業務〔総合評価落札方式〕
- (2) 賃貸借期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
- (3) 仕 様 別紙仕様書のとおり。
- (4) 履行場所 別紙仕様書のとおり。
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 契約保証金 免除
- (7) そ の 他 本件は、入札に併せて環境性能証明書の提出を受け付け、価格と環境性能等の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。

2. 競争参加に必要な資格

- (1) 令和7・8・9年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「賃貸借」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (4) 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 入札説明書別紙4において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3. 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、別添3の性能等証明書を作成し、5.（1）の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において当所から当該性能等証明書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4. 性能等証明書等の提出期限及び提出場所等

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に従い性能等証明書等を提出すること。
 - ①提出期限：令和7年12月15日 17時00分まで
 - ②提出場所：後記2.2.のとおり。
 - ③提出方法：書面は持参、又は郵送（書留郵便に限り受領期間必着とする。）することにより提出するものとする。
 - ④提出部数：性能等証明書1部、競争参加資格証明書類写1部、提案物品のカタログ2部

5. 性能等証明書に関するヒアリングの日時及び場所
実施しない。

6. 性能証明書の審査

提出された性能等証明書は、当所において審査し、合格した性能等証明書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。性能等証明書の合否については、開札日の2営業日前までに入札者に連絡し、不合格となった性能等証明書に係る入札者には、理由を付して通知するものとする。

8. 入札及び開札の日時及び場所

令和7年12月24日 10時30分
国立研究開発法人国立環境研究所福島地域協働研究拠点 TV会議室
（福島県田村郡三春町深作10-2 福島県環境創造センター研究棟）

9. 入札説明書等に対する質問

- (1) 入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書（指定様式（Excel ファイル））を提出すること。

提出期限：令和7年12月2日17時00分まで。

提出先：後記22.の電子メールアドレスあて提出すること。なお、メール送信後、後記22.の担当部署あて電話し、受信を確認すること。また、電子メールの件名は【質問の提出（国立研究開発法人国立環境研究所福島地域協働研究拠点業務用5人乗り車両（町中走行用）リース及び保守業務）（担当：山崎）】とすること。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

期 間：令和7年12月8日10時00分から令和7年12月24日10時30分まで。

掲載先：後記21.のとおり。

- (3) (1)の質問がない場合、(2)については行わないものとする。

10. 入札及び開札の方法

- ① 入札書（別紙1）には、入札参加者の住所、氏名を記入し、金額の記入はアラビア数字を用いて鮮明に記載すること。また、郵送による提出の際は入札書に入札回数（第〇回）を記載すること。
- ② 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- ③ 入札金額については、1.（1）の業務に関する一切の費用を含めた月額単価（合計金額を月数で分割した金額）とする。
- ④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入札書に記載するものとする。
- ⑤ 入札書は、別紙の書式により作成し、封かんの上で持参又は郵送により提出するものとする。
- ⑥ 入札書を持参する場合は、入札書を封かんし、入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載し、入札及び開札日に入札箱に投入すること。
- ⑦ 新型コロナウイルスによる感染症（COVID-19）の感染拡大防止のため、当面の間郵送による入札書の提出は3通まで認めることとする。入札書を郵送により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札参加者の入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時並びに入札回数（〇回目）を記載して書留郵便（配達証明付）により、次に従い郵送すること。
提出期限：入札及び開札の前日（※）16時00分
※土・日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。
提出場所：後記22.のとおり。
- ⑧ 入札参加者は、代理人又は復代理人（以下「代理人等」という。）をして入札させるときは、その委任状（別紙2、3）を持参させなければならない。
- ⑨ 入札参加者又はその代理人等は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ⑩ 開札は、入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しないときは、入札執行事務に関係のない職員を立会させて開札する。この場合、異議の申し立てはできない。
- ⑪ 入札参加者又はその代理人等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ⑫ 提出済の入札書は、その事由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消しを行うことができない。
- ⑬ 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11. 入札の無効

次の各号に該当する入札書は無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者の提出した入札書
- (2) 委任状を持参しない代理人等の提出した入札書

- (3) 記名を欠いた入札書
- (4) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (5) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (6) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札書
- (7) 明らかに連合によると認められる入札書
- (8) 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人等を兼ねた者の入札書
- (9) 同一入札執行回について、入札参加者又はその代理人等が二通以上の入札書を提出した場合
- (10) その他の入札に関する条件に違反した入札書

1 2. 入札心得

- (1) 入札参加者は、仕様書及び添付書類を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- (3) 入札参加者は、入札後、仕様書及び添付書類についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

1 3. 落札の決定

次の各要件を満たす入札者のうち、別添4の自動車の性能に関する審査要領に規定する「総合評価点の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア. 入札価格が、国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ. 入札者の提出した性能等証明書が、当所の審査の結果合格していること。

1 4. 再度入札

開札した場合において、入札参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無いときは、直ちに再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は原則として2回を限度とする。

ただし、郵便による入札を行い、開札当日に入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しない場合においては、入札書の提出数以降の再度入札による入札に参加できないため注意すること。

1 5. 同総合評価点の入札が2人以上ある場合の落札者の決定

「13. 落札の決定」によって決定される落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

1 6. 落札内訳書の提出

(1) 落札者は、落札者の決定後すみやかに落札額に応じた内訳書を提出すること。なお、内訳書は単価等各項目について詳細に記載するものとする。

(2) 内訳書の様式は自由とする。

(3) 内訳書は返却しない。

1 7. 契約書等の提出

(1) 落札者は、別添契約書案により、契約書を作成及び記名押印の上、速やかにこれを契約担当者等に提出しなければならない。なお、当該契約書案の記載内容に疑義等がある場合は、前記9により質問書を提出すること。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による。

(3) 契約担当者等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

1 8. その他

(1) 提案書の履行の確約

契約書には、提案書が添付され、又は提案書の内容が記載されるものであり、落札者は、提案書の内容の履行を確約しなければならない。

(2) 落札者以外の事業実施協力者が存在する場合

提案書において落札者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、契約書の添付資料として再委任等の実施書又は共同事業実施協定書の提出を求めることがある。落札者がこれに応じないときは、契約書の提出がないものとして、落札は、その効力を失う。

(3) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称、入札価格及び総合評価点について、開札場において発表するとともに、後日公表するものとする。

(4) 提案書の取扱い

提出された提案書は、当該入札者に無断で、当所において入札の審査以外の目的に使用することはない。落札者の提案書は、契約書に添付又は記載されるものであり、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）」に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

19. 契約者の氏名

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀

20. 契約情報の公表について

① 落札及び随意契約の公表

契約を締結したときは、後日当該契約情報を当法人のHPにおいて公表する。

② 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づく公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めることとされている。これに基づき、以下のとおり、当法人との関係に係る情報を当法人のHPで公表することとするので、所要の情報の当法人への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願いする。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって、同意されたものとみなすこととする。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア. 当法人において役員を経験した者が再就職をしていること又は課長相当職以上の職を経験した者が役員、顧問等として再就職していること

イ. 当法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

上記に該当する契約先との契約（予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水料の支出に係る契約等は対象外）について、契約ごとに、物品・役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア. 前記②1)アに該当する再就職者の人数、職名及び当法人における最終職名

イ. 当法人との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

- ・ 3分の1以上2分の1未満
- ・ 2分の1以上3分の2未満
- ・ 3分の2以上

エ. 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3) 提供を求める情報

ア. 契約締結時点における前記②1)アに該当する再就職者に係る情報（人数、職名及び当法人における最終職名）

イ. 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当法人との間の取引高

4) 公表の時期

契約締結日の翌日から起算して原則 7 2 日以内（4 月中に締結した契約については原則 9 3 日以内）

2 1. 質問書（指定様式）及び回答書掲載先

<https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/kokoku/#tab0>
（本入札説明書の掲載先と同一）

2 2. 各書類提出先（担当部署）

〒9 6 3－7 7 0 0

福島県田村郡三春町深作 1 0－2 福島県環境創造センター研究棟

国立研究開発法人国立環境研究所福島地域協働研究拠点総務企画課契約係（担当：山崎）

T E L 0 2 4 7－6 1－6 5 6 1

電子メールアドレス:chotatsu@nies.go.jp

◎添付資料

- ・別紙 1 入札書
- ・別紙 2 委任状（代理人用）
- ・別紙 3 委任状（復代理人用）
- ・別紙 4 暴力団排除等に関する誓約事項
- ・別添 1 契約書（案）
- ・別添 2 仕様書
- ・別添 3 性能等証明書
- ・別添 4 自動車の性能に関する審査要領

(別紙 1)

入札書

金 _____ 円/月

電子くじに入力する数字（任意の 3 桁）：

件名： 国立研究開発法人国立環境研究所福島地域協働研究拠点業務用 5 人乗り車両（町中走行用）リース及び保守業務

上記金額をもって、貴所入札説明書承諾の上、入札します。
なお、御採用のうえは確実に履行いたします。
なお、入札説明書別紙 4 の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

役職・氏名

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E-mail：

<記入例>

入札書

金 _____ 円/月

電子くじに入力する数字（任意の3桁）：

件名： 国立研究開発法人国立環境研究所福島地域協働研究拠点業務用5人乗り車両（町中走行用）リース及び保守業務

上記金額をもって、貴所入札説明書承諾の上、入札します。
なお、御採用のうえは確実に履行いたします。
なお、入札説明書別紙4の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

××年××月××日

住 所 ○○県○○市○○1-2-3

商号又は名称 株式会社△△△△

役職・氏名 代表 □□ □□ または
(復) 代理人 ◎◎ ◎◎

※ 代理人又は復代理人が入札する際は記名すること

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

TEL：

E-mail：

(別紙2)

年 月 日

委 任 状

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

委任者：住 所
商号又は名称
代 表 者 名

今般、私は、 を代理人と定め、令和7年11月25日付け公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「国立研究開発法人国立環境研究所福島地域協働研究拠点業務用5人乗り車両（町中走行用）リース及び保守業務」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所
商号又は名称
役 職 ・ 氏 名

記

1. 本入札に係る一切の権限
2. 1. の事項に係る復代理人を選任すること

担当者等連絡先

部署名 :
責任者名 :
担当者名 :
TEL :
E-mail :

(別紙3)

年 月 日

委任状

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

委任者：住 所
商号又は名称
役職・氏名

今般、私は、 を復代理人と定め、令和7年11月25日付け公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「国立研究開発法人国立環境研究所福島地域協働研究拠点業務用5人乗り車両（町中走行用）リース及び保守業務」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所
商号又は名称
役職・氏名

記

1. 本入札に係る一切の権限

担当者等連絡先

部署名 :
責任者名 :
担当者名 :
TEL :
E-mail :

(別紙4)

暴力団排除等に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人国立環境研究所の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の国立研究開発法人国立環境研究所へ報告を行います。

5. 貴所の規程類及び法令を遵守して不正、不適切な行為に関与せず、また、貴所の職員等から不正行為の依頼等があった場合には拒絶するとともに、その内容を貴所に通報し、さらに内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。

(参考) 国立研究開発法人国立環境研究所 規程・規則等

<https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/>

(各種規程)

国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則（抄）

第2章 一般競争契約

(一般競争に参加させることができない者)

第5条 契約責任者は、特別の事由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第34条第1項の規程による一般競争に参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第6条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

2 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(予定価格の作成)

第13条 契約責任者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(参 考)

紙入札に当たっての留意事項

1. 本調達に関する質問回答について
本調達に関する質問回答書は当所HP上で閲覧可能である。
2. 入札書について
入札書については、応札者において適当部数コピーの上、記名し用意すること。
なお、代理人をもって入札する場合の記名は、必ず委任状で委任される者のものと同一とする。
3. 委任状について
 - 1) 代理人が応札する場合には必ず委任状を提出すること。
 - 2) 本社（代表者等）から直接委任を受ける場合には、代理人の委任状（別紙3）を、支社等を
経由して委任を受ける場合には、支社長等への代理人の委任状（別紙3）と支社長等から復代
理人への委任状（別紙4）の両方を用意すること。
4. 資格審査結果通知書の写しを用意すること。
5. 郵送による入札を行う場合においても、資格審査結果通知書の写し等必要書類を提出するこ
と。

(別添1)

契 約 書 (案)

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀 (以下「甲」という。) と、 (以下「乙」という。) とは、次の条項により契約を締結する。

1. 件 名 国立研究開発法人国立環境研究所福島地域協働研究拠点業務用5人乗り車両
(町中走行用) リース及び保守業務
2. 契 約 金 額 総 額 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
月 額 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
3. 賃貸借期間 自 令和8年4月1日 至 令和10年3月31日
4. 契約保証金 免除
5. 契約履行の場所及び業務内容 別添仕様書のとおり

(総則)

第1条 乙は、甲に対し物件の賃貸借を行うものとし、甲はその代価として代金を支払うものとする。

(物件及び引渡)

第2条 物件及びその納入場所は次のとおりとし、甲の検収完了をもって物件の引き渡しがあったものとする。

[物件の表示]

国立研究開発法人国立環境研究所福島地域協働研究拠点業務用5人乗り車両 (町中走行用)
リース及び保守業務

[納入場所]

仕様書のとおり

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、業務の処理を第三者 (再委託等先が乙の子会社 (会社法 (平成17年法律第86号) 第2条第3号に規定する子会社をいう。)) である場合も含む。以下同じ。)) に委託し又は請け負わせてはならない。但し、再委託等承認申請書 (別紙) を甲に提出し、甲の承認を得たときは、この限りではない。

※再委託等の取り扱いについては、仕様書及び「契約における再委託等の取扱いについて」 (当研究所HPに掲載) を参照すること。

掲載先 : <https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/saiitaku.pdf>

(契約期間の変更)

第4条 甲は、法令及び予算の範囲内で頭書に規定する契約期間を変更することができるものとする。

2 前項の期間変更は、甲が乙に対し通知する方法で行うものとする。

(完了報告)

第5条 乙は、賃貸期間中の暦月を単位とした、当該月終了後、すみやかに甲に契約履行完了の旨を書面により報告しなければならない。

(検査)

第6条 甲は、前条の報告を受けた後10日以内に検査を行わなければならない。

(賃貸借料の請求及び支払の方法)

第7条 乙は前条の検査に合格したときは、甲に対し速やかに当該月分の請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により、乙から適法な月額契約金の請求を受けたときは、請求書を受理した日から60日以内に支払うものとする。

(物件の使用及び管理)

第8条 甲は、善良なる管理者の注意をもって物件を本来の用途に従い使用・管理を行うものとする。

2 甲は、故意または重大な過失によって物件に損害を与えた時は自己の負担で修復するものとする。

(物件の原状変更)

第9条 甲は物件に直接他の機器を付加する等して物件の原状を変更しようとするときは、予め文書により乙の承諾を得るものとする。

2 前項により、契約書記載事項を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ、契約の変更を行う。

(解約の申し出)

第10条 甲及び乙は、互いにやむを得ざる事情が発生したと認められるときは、両者協議のうえ、本契約を解約することができる。

2 前項の解約申出は、解約予定日の3ヵ月前までに文書により行うものとする。

(損害賠償)

第11条 甲または乙は、次の各号に該当し相手方から損害を与えられた場合、これにより生ずる損害の賠償を請求できるものとする。

(1) 甲が故意あるいは、重大な過失により賃貸物件に損害を与えた場合。

(2) 甲または乙が、第10条の規定に基づき本契約を解約した場合において損害が生じたとき。

(担保責任)

第12条 甲は、乙が本契約履行のために納入した物件について、契約の内容に適合しないもので

あることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。
- 二 乙が第3条、第17条又は第18条の規定に違反したとき。
- 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督者等の職務の執行を妨げたとき。
- 四 履行期限内に成果品の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

第14条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者、及び乙又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第13条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金)

第15条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 甲が第13条又は第14条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。
 - 二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。
 - 三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。
 - 四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。
 - 五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 六 この契約に関し、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は当該事業者団体（以下「乙等」という。）に対し、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 七 この契約以外の乙の取引行為に関して、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙等に対し、納付命令又は排除措置命令を行い、これらの命令が確定した場合において、これらの命令に乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 八 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(物件の返還)

第16条 甲は、記の3に定める契約期間の満了及び第10条、第13条の事由により契約が終了した場合は、物件を速やかに甲の費用負担により乙に返還するものとする。

(守秘義務)

第17条 乙は、この契約の履行にあたって知り得た甲の業務上の秘密を外部に洩らしたり、または他の目的に利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第 18 条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。

2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（再委託等する場合における再委託等先を含む。）に預託若しくは提供又はその他の内容を知らせること。

(2) 甲から預託を受けた個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。

3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、甲から預託を受けた個人情報について、作業終了、又は解除をした後に速やかに甲にその媒体を返還するとともに、乙が保存している当該個人情報について、復元不可能な状態に消去し、その旨を甲に通知しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

5 乙は、甲から預託を受けた個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託等してはならない。ただし、事前に甲に対して、再委託等業務の内容、再委託等先の詳細等項が要求する事項を書面により通知し、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

6 乙は、前項のただし書に基づく再委託等を行う場合において、再委託等先に対して本条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。また、第 7 項に規定する検査について、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて甲が必要と認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する職員若しくは乙が実施する。

7 甲は、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する者に乙の事務所又はその他の業務実施場所等において、甲が預託した個人情報の管理体制、実施体制及び管理状況について検査をさせ、乙に対して必要な指示をすることができる。

8 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条にかかる違反等が発生した場合、又はそのおそれが生じた場合には、適切な措置を講じるとともに、甲にその旨を通知して、必要な対応策を甲と協議する。

9 乙は、自らの故意又は過失により生じた前項の事故により、甲に損害が生じた場合には、その賠償の責めに任ずるものとする。

10 第 1 項及び第 2 項の規定については、作業終了、又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第 19 条 この契約に定めのない事項またはこの契約の履行に疑義が生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市小野川16-2
国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀

乙

(別紙)

再委託等承認申請書

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委託等したく、本件契約書第3条の規定に基づき承認を求めます。

記

- 1 業務名：
- 2 契約金額： 円（税込）
- 3 再委託等を行う業務の範囲：
- 4 再委託等を行う業務に係る経費： 円（税込）
- 5 再委託等を必要とする理由：
- 6 再委託等を行う相手方の商号又は名称及び住所：
- 7 再委託等を行う相手方を選定した理由：

以上

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

TEL：

E-mail：

仕 様 書

1. 件 名 国立研究開発法人国立環境研究所福島地域協働研究拠点業務用5人乗り車両（町中走行用）リース及び保守業務

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）福島地域協働研究拠点（以下「福島拠点」という。）が調達する「国立研究開発法人国立環境研究所福島地域協働研究拠点業務用5人乗り車両（町中走行用）リース及び保守業務」について規定する。

2. 数 量 一式

＜構成内訳＞

業務用車両のリース 1台

（内訳）

- ・ 5人乗り車両 1台
- ・ 業務用車両の保守管理業務 一式

3. 業務契約期間 契約締結日～令和10年3月31日

- ・ 車両の借入期間：令和8年4月1日 ～ 令和10年3月31日

4. 賃貸借目的

NIES 福島拠点では、フィールド調査や観測資材運搬等業務のため、研究用所用車の貸与等管理を行っている。本調達は、当該業務用車両の更新を行うものである。

5. 業 務 内 容

請負者は本業務の遂行にあたり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

- ・ 業務用車両のリース（仕様は次項以下のとおり） 1台
- ・ 上記車両の保守管理業務 一式

6. 仕 様

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「自動車」の基準を満たす車両であること。なお、新車、中古車は問わない。

(1) 5人乗り車両

- ① 車 種：SUV車両又はミニバン車両
- ② 総排気量等：2,000cc以下、ハイブリッド車
- ③ 駆動形式：4WD
- ④ 乗車定員：5名
- ⑤ 車両重量：1,000kg以上1,900kg未満
- ⑥ 変速機：AT又はCVT
- ⑦ その他：パワーウインドウ・パワードアロック・パワーステアリング
- ⑧ 補 償：車両の借入期間終了まで
(エンジン、ブレーキ、ミッション、エアコン等の主要部品)
- ⑨ 塗 装 色：シルバー、白色系又は黒色系であること。ただし、やむを得ずその他
塗装色となる場合は、NIES 担当者と協議の上、承認を得ること。

7. 主要な機能等

ABS 装備、運転席・助手席エアバッグ、エアコン装備、プライバシーガラス、寒冷地仕様（または寒冷地を考慮した仕様であること）、全車速域定速走行・車間距離制御装置、衝突被害軽減ブレーキ、車線維持支援システム

8. 付属品

フロアマット、純正ナビゲーション (ETC2.0 対応)、純正バックガイドモニター、ETC2.0 (セットアップ込み)、ラジアルタイヤ・スタッドレスタイヤ (必要本数)、スタッドレス用ホイール、ドライブレコーダー (セットアップ込み)

タイヤ交換後のタイヤ及びホイールの保管も本契約に含めること。

なお、純正ナビゲーションについては、テレビ機能なし又はチューナーやアンテナを取り除き、テレビ機能が利用できない状態とすること。

9. リースに含まれる費用

登録納車費用、自動車取得税、自動車税、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険、メンテナンスサービス

※任意保険は本調達に含まない。

10. メンテナンス内容

定期点検 (6 ヶ月、12 ヶ月、OBD 点検、車検)、定期点検時の油脂類・消耗部品の交換・補充、一般修理、重整備包含特約 (エンジン、ミッション本体の交換、修理)、車検・整備時の代車特約、タイヤ交換

点検等の際の引き取り及び納車は、NIES 福島拠点へ直接納入すること。ただし、やむを得

ず直接納入が難しい場合は、NIES 担当者と協議の上、その指示に従うこと。なお、福島県、茨城県、栃木県、宮城県のうち、いずれかの県のメンテナンスサービス工場へ入庫可能であること。

1 1. 走行距離

平均 900km/月

なお、請負者は、上記平均距離を超えていたとしても、超過分の請求は行わないものとする。

1 2. リース期間終了後の措置

請負者に返還

1 3. 納入場所 福島県田村郡三春町深作 10-2 福島県環境創造センター
国立研究開発法人国立環境研究所福島地域協働研究拠点

1 4. その他

- (1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故のため原子力災害対策本部が決定した帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域においても利用可能であること。
- (2) 本仕様書に定めない事項及び疑義等が生じた場合は、別途協議する。
- (3) 中古車を提案する場合は、走行距離 5 万 km 未満、2022 年式より新しい車であること。
提供前には、車内クリーニングを済ませた状態とすること。なお、クリーニング費用は請負者負担とすること。

性能等証明書

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

下記の通り相違無いことを証明します。

番号	項 目	納車しようとする 自動車の性能等	※NIES審査欄
①	車名		
②	型式		
③	車両重量 (kg)		
④	総排気量 (cc)		
⑤	燃費値 (km/L) (WLTCモードによる 値またはWLCTモード換算値)		
⑥	環境物品等の調達の推進に関する基 本方針 (https://www.env.go.jp/content/000287536.pdf) 13. 自動車等 表1 に示す排出ガス基準に適合して いること。	適・否	

※は記入しないこと

自動車の性能に関する審査要領

1. 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

2. 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点＝環境性能（燃費値）に対する得点÷入札価格に対する得点とする。（小数点第3位を四捨五入し積算する）
- ② ①の「環境性能（燃費値）に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（100点）を与える
- ③ ②の標準点に合わせ、さらに環境性能（燃費値）について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」第6条による「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

具体的には、以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

これを踏まえた本入札に係る加算点の算定方法は以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = 14 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費基準値}}$$

- ④ ①の「入札価格に対する得点」は入札価格に賃貸借の月数を乗じ、その値を100万円で除して得た値とする。

3. 自動車の燃費値の算定方法

WLTC モードによる燃費値を使用するものとする。